

第2次チャーチル政権と西ヨーロッパの統合、 1951年—1954年 ——チャーチル、イーデン、マクミランと 「大国」イギリスの将来(3)・(完)

益 田 実

目 次

- 序章 3つの予備的質問とそれらへの簡単な答え——
- (1) 1950年までの西ヨーロッパの経済復興の中でイギリスが果たしてきた役割とは何だったのか？
 - (2) 1950年までに西ヨーロッパの経済復興と西ヨーロッパの統合運動はいかなる関り合いをもつようになっていたのか？
 - (3) 1950年までにイギリスにとって西ヨーロッパ統合運動はどのような意味を持つようになっていたのか？
- 第1章 フランス製西ヨーロッパ統合プラン2種に対してアトリー政権はいかにして対応したのか？
(以上、「法経論叢」第12巻，第2号掲載)
- 第2章 チャーチル政権はいかにしてECSCと「協力」したのか？
- 第3章 チャーチル政権はいかにしてEDCと「協力」したのか？
(以上、「法経論叢」第13巻，第1号掲載)
- 第4章 チャーチル政権はいかにしてWEUの誕生に「貢献」したのか？
- 結 章 チャーチル、イーデン、マクミランの考えの比較および労働党政権、保守党政権の対応の比較
(以上，本号掲載)

第4章 チャーチル政権はいかにしてWEUの誕生に「貢献」したのか？

1

という次第でEDCは死んだ。ただ死んだだけではない。その死に様は苦悶に満ちあふれたものであり、残された負債の整理を、だれがどのようにしておこなうべきなのかという厄介な問題をあとに残したまま死んだのである。

まず第一に大変なことは、EDCの死によりシューマン・プランの下でせっかく順調に進んできた西ヨーロッパの統合、中でもとくに重要な仏独の和解のプロセスが一気に振り出しに戻されるのではないかということであった。ここで思い出していただきたいのが、EDC条約はドイツの占領状態を終結し、その主権を完全に回復させるための一般条約と対をなすものであったということである。EDC条約が批准されなければ西ドイツつまりドイツ連邦共和国は主権国家として独立することも許されないのであり、このような状態がそのまま放置されてよいわけがなかった。このままでは西ドイツを西側陣営の枠組みの中で独立させ同時にその再軍備をも成し遂げる、それも独立した西ドイツに対しての統制が失われることを怖れるフランスの不安と、西ヨーロッパ諸国と統合されることによって政治的にも軍事的にも権利上の平等を回復したいと考える西ドイツの要求との両方を満足させながら、それをおこなうということが不可能になるのである。

次に大変なことは、これがアメリカとヨーロッパとの関係に与える影響である。アメリカ政府にとってはEDCの成功はヨーロッパ人たちの側で統合を推し進め、ソ連の脅威に対する防衛能力を自主的に改善するための努力の証しを意味していたのであり、そのような証明は、アメリカのヨーロッパに対する軍事的コミットメントの継続という政策をアメ

リカ議会で納得させるためには欠かせないものであった。したがって EDC にはぜひとも成功してもらわなくてはならなかったのであり、それゆえに国務長官ダレス (J. Foster Dulles) は、はやくも 1953 年末には、万一、EDC が失敗するようなことがあれば、アメリカ政府としてはその対ヨーロッパ政策に関して、「苦渋に満ちた再検討」をおこなわなくてはならなくなるであろうとの警告も発していたのであるし、またアイゼンハワーも 6 月末のワシントンでのチャーチルおよびイーデンとの会談の席で、「もしもフランスがこれ以上 EDC を推進することができないというのなら、彼らは NATO 内にドイツを受け入れるという選択肢と直面せざるをえないだろう。……(中略)もしフランスが近い将来に NATO と EDC との間の選択を決定することができないというのであれば、私としてはフランスは望みのない、救いようもない原形質の塊のようなものだを見なすことになるだろう」とまで述べていたのである⁽¹⁾。

2

こうして、イギリスは極めて困難なジレンマにさらされることになった。まず一方では西ドイツを西側陣営に統合することによるその独立の回復と再軍備の実現ができないままであれば、アメリカがヨーロッパ大陸の中枢に対する軍事的コミットメントを放棄し、周辺防衛 (“peripheral defence”) 戦略へと後退してしまう、そしてその結果、大西洋同盟は解体され、事実上イギリスとフランスのみがアメリカの援助もドイツによる貢献もなしで西ヨーロッパの防衛にあたらなくてはならないという状況ができてしまう可能性があった。またこの状況では、西ドイツ国内における早期独立回復への期待が裏切られることによって、アデナウアー率いる現政権の目指す、統合された西ヨーロッパの一員として西側同盟の一員に加わり、それを通じて他の西ヨーロッパ諸国と対等の立場で主権の回復を実現するという政策への国民の支持が失われてしまうの

ではないか、そしてそれとともに中立的なあるいは親ソ的な野党勢力への支持が拡大してしまうのではないかとすることも十分に予想されることであった。

他方、もしもイギリスがアメリカおよび西ドイツとともに（チャーチルがそう望んでいたように）西ドイツの独立および再軍備へとフランスの同意がないまま突き進んだならば、今度はフランスが西側陣営から離脱してしまう、というかこの場合、英米独の側でフランスを西側陣営から放逐してしまうということになる怖れが大であった。彼のこれまでの言動からは当然予想されてしかるべきことだが、チャーチルはフランスによる EDC 条約批准失敗の直後から再びこの、フランスの反対は無視してもよいから、イギリス・アメリカ・西ドイツの3国で直接の軍事同盟を結んでそれを NATO の上に位置付けると同時に西ドイツの NATO 直接加盟もおこなってしまうという構想を声高に叫びはじめた。

チャーチルの考えでは、フランス人たちを孤立状態に置いてしまう方が、彼らにその自己中心的発想を反省させ、より協調的にさせることができるのであったが、それはもちろんイーデンと外務省にとっては少なくとも第一の受け入れ可能な選択肢ではなかった。究極的にはイーデンも、自ら9月8日の閣議の場で述べたように、「フランスと残りの7ヶ国（というのはフランスを除く EDC 諸国5ヶ国とイギリスおよびアメリカのこと）との間に合意を形成することがもしも不可能であるとわかったならば」、そして「フランスを排除して突き進む」ことと「ドイツにソヴィエト・ロシアとの間の何らかの合意までも含む独自の政策追求を許す」ことの間で選択をする必要が生じたならば、彼としても「フランスなしで突き進むことを選択せざる得まい」と考えてはいた。しかしまた同時に、8月末に COS が報告していたように、「NATO からのフランスの喪失」もまた「軍事的には破滅的なこと」とあると考えられてもいたのであり、もしもフランスが中立化するならば「今まで以上により前進

的な前進的戦略」(つまり大陸へのイギリスの軍事的コミットメントの東方への拡大ということ)が必要となり、そのようなヨーロッパでのコミットメントの拡大は、世界のどこかほかの地域でのイギリスのコミットメントの削減なしでは実現不可能であることもわかっていたのである。フランスが中立化した場合、その状況変化にあわせてヨーロッパの防衛体制を再編しおわるまでの移行期間に、ヨーロッパはソ連からの影響に対して極めて脆弱となるであろうこともまた予想されていた。規模、装備、指揮系統などに何の制約も受けない西ドイツ軍の創設は、フランスを怒らせることは間違いないし、下手をすると西ドイツによるドイツ統一のためのソ連への挑発行為を招くことすらありうると考えられもした。とにかく、一言でいって「フランスの国土は効果的なヨーロッパの防衛システム構築のためには不可欠」なのであった。こうまでわかっていた以上は、イギリスとしても何とかして西側同盟が崩壊の危険にさらされる前にEDCにかわる代替案を見つけなくてはならなかった⁽²⁾。

そのようなEDCへの代替案が意味のあるものとなるためには、アメリカ、西ドイツ、フランスからの3つのそれぞれ異なる要請を同時に満足させ(もちろん、その上でイギリス自身に受け入れられるものでなくてはならないのだから4つの異なる要請といってもよいのだが)、かつ合意に達するまでにEDCのように時間のかかることのないものでなくてはならなかった。第一に、西ドイツを西側陣営にとどめておくためにはその完全な主権が直ちに回復されその軍備においても他国との平等の原則が守られなくてはならなかった。プレヴァン・プラン提案時にフランスが目論んだような西ドイツに対する露骨な差別的な扱いは、ここまで辛抱強くフランスのわがままに付き合ってきたアデナウアーとドイツ国民の感情を考えるとはや許されなかった。そういうわけであるから、西ドイツの独立と再軍備にあたっての条件はもともとのEDC条約で規定されていたものよりも厳しくなるということもありえないの

であり、おそらくは NATO への完全な加盟もしくはそれと同等以上のものが認められなくてはならなかった。第二に、フランスに対して西ドイツの独立と再軍備を上記の条件で受け入れさせるためには、やはり何らかの形で、将来のドイツ軍国主義再興への予防策が、これもまた西ドイツにも受け入れ可能な形で用意されなければならなかった。第三に、アメリカが EDC に対して約束していたのと同等の軍事的コミットメントを維持するためには、EDC に対する代替案は何らかの形で、欧州の統合の進展を意味していると解釈できるような、あるいはそれが困難だとしてもなおアメリカの議会を満足させるに足るほどの西ヨーロッパ諸国間の真剣な協力のしるしと解釈できるような要素を含んでいなければならなかった⁽³⁾。

3

ここでイーデンが持ち出した代替案というのは、1948年2月に、イギリス、フランス、ベネルクス3国の間で調印されていた相互防衛条約であるブラッセル条約を拡大してそこに西ドイツとイタリアも含めてしまうことで、西ドイツに対するある程度の統制を確保し、西ヨーロッパ内での協調も印象づける一方で、同時に西ドイツの NATO への完全加盟と即時独立も認めようというものだった。9月8日の閣議においてこの案への了承を獲得した後、イーデンは直ちに EDC 諸国の首都を歴訪し、ロンドンにおいて EDC 6ヶ国とイギリスおよびアメリカによる会議を開き善後策を協議することを提案した。フランスを除く EDC 諸国はイーデンの携えた提案に対して満足であるとの態度を示したが、フランスはなおドイツへの統制が不足であるとの態度であり、6ヶ国歴訪後、最後にイーデンが会見したダレスもイーデンの提案には欧州統合の推進という要素が不足しているのではないかとの懐疑の念をかくさなかったが、結局は関係諸国すべてが9月末にロンドンでイーデン案に沿った方

向での議論をするための9ヶ国会議(上掲8ヶ国にカナダが加えられた)を開くことに合意した⁽⁴⁾。

結果だけ先にまとめてしまうと、ロンドン9ヶ国会議は9月28日に開幕し、はやくも10月3日までには上記の3つの要請を満たすことに成功した。

まず第一に、ブラッセル条約を拡大し西ドイツとイタリアを含む新たな相互防衛条約システムとすることが合意され、拡大されたブラッセル条約機構(The Brussels Treaty Organization: BTO)は西ヨーロッパ連合(the Western European Union: WEU)と改名された。そしてWEUへの加盟と同時に西ドイツのNATO正式加盟も認められた。またもちろんのことであるが、ドイツの独立・完全な主権の回復も合意された。こうしてドイツへの早期のそして完全な独立・主権の回復という第一の要請が満たされることになったということである。

第二にこうして誕生することが確実となったドイツ国軍が将来にわたって西ヨーロッパへの軍事的脅威とならないように効果的な統制をおこなうための手段として以下の4つの事項が合意された。まず、NATO軍最高司令官の持つ、加盟各国部隊に対する統制権限が強化された。次に、より重要なことであるが、イギリスは今後50年間にわたって現在大陸に保有しているレヴェルの戦力を維持しつづける(ただし、海外での緊急事態および深刻な財政問題の際には見直しが有り得るという条件付きであるが)ことをイーデンは公約し、フランスに対して、イギリスがドイツ軍に対する効果的な重石の役割を相当程度までは引き受けるという意思を示した。さらに、これもイーデンの公約に劣らず重要な合意であるが、アデナウワーは西ドイツは自発的にドイツ国軍の装備に制限を設けるということを約束した(核兵器、生物兵器、化学兵器、誘導ミサイル、長射程ミサイル、3000トン以上の軍用船舶を西ドイツは保有しないということが約束された)。最後に、かつてのEDC諸国はフランスに

よって（いわば最後の悪あがきとして提出された）超国家主権の兵器製造機関の設立を求める提案を検討することに合意した（これはあまり重要ではない。ほとんどフランスに対するリップ・サービスといった性質のものである）。これら4つの合意は、とりあえず、第二の要請つまりフランスのドイツ再興への不安を静めるという必要を満たしたといつてよいのだろう。

さて最後に第三の要請、つまりアメリカからの対 EDC と同レベルの軍事的コミットメントを確保するという必要であるが、この点については、ダレスによって、EDC に対して約束されていたアメリカの支援はそのまま WEU にも提供されるということが約束された。EDC と比較して WEU には超国家主権の性質と呼べるようなものはないに等しかったが会議を通じて示されたヨーロッパおよびイギリス側の協調への努力の姿勢——特にイギリスからの大陸への 50 年間の軍事的コミットメント（ダレスはこれを「歴史的決断」であると誉め称えた）——がどうやらアメリカ議会を説得するには充分であると判断されたようであり、こうして第三の要請も満たされたわけである⁽⁶⁾。

4

こうして西ドイツは西側陣営の防衛システムの中に統合されその独立の回復もフランスと西ドイツ自身に受け入れられるような形で達成された。フランスの西側陣営内での孤立も回避され、アメリカの対西ヨーロッパ軍事コミットメントも維持された。このようにしてロンドン会議は成功裡にかつ早々に幕を閉じることができたわけであるが、この成果に到達するために舞台裏でイーデンが果たした貢献は大なるものであり、その西ヨーロッパの統一、大西洋同盟の枠組み維持のために示した熱意は、首相チャーチルの非建設的な姿勢とは大きく異なるものであったといえるだろう。

既存のブラッセル条約を拡大して西ドイツのNATO加盟のための中間段階の受け皿となる組織を創ってしまおうという発想自体は、イーデン自身の思いつきではなく、そのような案はフランスによるEDC条約批准がかなり怪しくなってきた1953年の末ころからすでに外務省とCOSとの間でEDC失敗の際の代替案の一つとして議論に上っていたし、マクミランも8月27日の閣議の席でその可能性を示唆している。したがって、この案そのものはイーデンの独創的産物でも何でもないのであるが、それまでのイギリス政府内での外務官僚および軍の制服組レヴェルの議論ではこのBTOを拡大してそれを媒介物にしてドイツをNATOに加盟させるという案については、それはイギリスの大陸へのコミットメント拡大につながるとして常に否定的の評価しか下されていなかったのに対して、イーデンはEDC失敗後にこの案に賭けてみる気になり、そしてその賭けに勝ったという事実がある以上、これはイーデンの功績以外の何者でもないのである⁽⁶⁾。

イーデンがこの案を採用することを決意したこと、彼によって閣議が説得されこの案を受け入れたこと、その後の彼自らによる迅速な旧EDC諸国の歴訪によりドイツ、ベネルクスおよびイタリアからBTO=NATO案への同意を取り付けたこと、そしてダレスの示した懐疑にもかかわらずこの案で進むことをためらわなかったこと、これらの事実なくしてロンドン会議があれば急速に合意に到達できたとはとても私には思えない。フランスを除く旧EDC諸国からのイギリス案への事前の合意の取り付けは、まず西ヨーロッパ諸国間の団結という印象を創りだすことにつながり、したがってまず、ダレスが超国家主権的要素を欠くこの案に相当懐疑的であったのにもかかわらず、アメリカがイギリス案を関係諸国と議論もせずに見捨てるという行動にでることを困難にし、最終的にはフランスに対しての譲歩を迫ることも容易になったといっているのではないか。

会議そのものにおいてもイーデンの貢献は大であったといつてよいと私は思う。まず、フランスがBTO=NATO案の受け入れを決意した、
というか受け入れざるを得ない状況に立ち至ったのはイーデンの行動の
しからしむるところのものであったといわざるを得まい。イーデンには
会議において最も困難なのはフランスを説得することであることは充分
わかっており、それゆえに彼はフランスがドイツのNATO加盟を受諾
するという「不愉快な現実」に直面するにあたって感じるであろう苦痛
を和らげるためには、彼自らがいうところの「何らかの強烈な代償」
（“some striking *quid pro quo*”）をイギリスとしても提供する必要が
あると考え、それをイギリスによる大陸への50年間におよぶ公式の軍事
的コミットメント（ただし海外での緊急事態およびイギリスの財政が深
刻な危機に襲われた場合には見直しも可とする）という形で、フランス
に与えたのである。

9月15日の内閣防衛委員会において、外務省側の説得によりこの大陸
へのコミットメント供与を受け入れるにあたってCOSが述べていたよ
うに「もし西ヨーロッパ防衛へのドイツの貢献を獲得し、フランスの協
力も維持し、アメリカによる周辺防衛政策の採用を阻止するために支払
わねばならない代償が、我が国の部隊を無期限に現状のまま大陸に維持
することであるならば、そのようなコミットメントも受け入れざるを得
ない」のであった。これはイギリスの都合次第ではどのようにも解釈で
きるエスケープ・クローズがついている点など議論の余地もあるであろ
うが、やはり、イーデン自らが閣議に対して述べていたように、少なく
ともイギリスの政策決定者たちの主観的認識のレベルでは、「連合王国
にとって未だかつて前例のないコミットメント」であったのであり、会
議に列席した各国の代表たちもそのように認識したからこそ、このコ
ミットメント公表後、迅速に会議は合意成立へと向かっていったのであ
る。そしてイーデンは自分が閣議に対して要求したものが、そのように

前例のないコミットメントであると認識していたのと同時にまた「西ヨーロッパにおける効果的な防衛システム, それはまた連合王国の安全保障のためにも不可欠なものであるのだが, それを組織することはイギリスによる大きなコミットメントなしでは不可能である」ことも知っていたのである。1952年以来, フランスがEDC成功のために必要なイギリスからの協力として要求しつづけてきたのはまさにこのコミットメントのように再軍備されたドイツに対する重石の役割をする軍事的な存在であり, それゆえに, イーデンが実際にこのコミットメントを約束した時にはもはやフランス側にはBTO=NATO案がドイツへの統制を欠くとして拒否することはできなくなったのである。また, イーデンは自らこのコミットメント供与を決意すると同時に, この案に対してフランスへのさらなる譲歩であるとみなして強く抵抗し, そのようなイギリスからの大陸へのコミットメントは逆にアメリカのヨーロッパからの撤退を促進するのではないかと懸念する首相チャーチルからの強い反発を説き伏せることも事実上一人で成し遂げたのである⁽⁷⁾。

実際のところチャーチルの心配とは全く正反対に, このイギリスによる大陸への軍事的コミットメント供与の公約こそが, BTO=NATO案に懐疑的だったダレスを軟化させWEUにもアメリカはEDCと同様の軍事的コミットメントを与えるべきであるとの判断に至らせた最大の要因だったのである。これもまたイーデンによるロンドン会議成功のため大きな貢献であったというべきだろう。このコミットメント供与の許可を閣議に要請した9月27日の覚書の中で彼自ら「会議においては実行可能なプランが創りだされなくてはならず, そのようなプランができれば合衆国の側が必要不可欠な彼らの側からの支援を拒むことによってそれを失敗させてしまうということはないであろう」と述べていたのだが, BTO=NATO案とイギリスによるコミットメントの組み合わせによって, まさにそのような実行可能なプランを創り出したのはやはり, イー

デンの努力によるところ大であったといわざるを得まいと私は思う（もちろん、アデナウワーによる西ドイツの側の自発的軍備規制というのもまた会議成功のためには絶対に必要なものであり、これを持ち出した彼の功績もイーデンに劣らず大であるのはいうを待たない。ただこの物語のこの部分では私の関心がイーデンとチャーチルの態度の比較をすることにあるので、アデナウワーについての言及は、ほとんどおこなわなかっただけである)⁽⁸⁾。

さてこれだけ見てきたらもう読者の方々にも EDC 実現のための大陸諸国との協力の追求の過程および EDC の死後の WEU 創造の過程でのチャーチルとイーデンの対応は際立った違いを見せるものであった、ということで私がこれまでの話をまとめてしまっても異論はあまりないのではないだろうかと思う。イーデンのイギリスと西ヨーロッパとの関係に対する建設的態度が、大西洋同盟というイギリス外交のよってたつ基礎構造を、その崩壊の危機から救うことにつながったのは否定できないのではないか。そしてこのイーデン外交の成功の結果、イギリスは少なくともその後しばらくの間は、西ヨーロッパでのその評判を高め、影響力を増大させることができたのであり、大陸からの連邦主義的統合運動の脅威からも当座は逃れることができたのである。

他方、チャーチルであるが、彼が EDC という軍事面でのヨーロッパの連邦主義的統合の動きに対して常に敵意を感じており、それをあまり隠そうともしなかったことはこれまたここまでの話で皆さんにも充分おわかりいただけたのではないかと私は思う。EDC が崩壊した時に彼が提出しようとした彼独自の連邦主義的、超国家主権的組織にかわる代替物というのは、古き良き、あるいは古色蒼然たる英米独 3 ヶ国軍事同盟（彼のことばでいえば、「大同盟」であるが）であったが、イギリスにとっては幸運なことにこの構想は政策として採用されることはなかった。そしてイーデンの外交手腕のおかげで、イギリスは 1951 年以來の公約であ

る，西ヨーロッパ諸国との間にできる限り緊密な協力関係を築くという義務を果たすことができたのである。

ということで物語の本編は終わり，あと私に残された仕事は，これまでの叙述を振り返り，その中から全体を貫きこの話を締めくくるにふさわしいような「結論」と呼ぶに値するものを見つけたして皆さんの前に示すことだけとなったのである。

注

- (1) PREM11/618, extract from 'the Times', 15 Dec. 1953., *ibid.*, record of talk between Eisenhower, Dulles, Churchill and Eden at the White House, 27 June 1954., *ibid.*, Dulles to Churchill, 21 Aug. 1954. Eden, *op. cit.*, pp. 149-150. Young, 'German Rearmament', p. 92, 95. Dockrill, *Britain's Policy*, p. 131, 141. Mager, *op. cit.*, p. 129.
- (2) CAB128/27, CC57 (54) 3, 27 Aug. 1954., CC58 (54) 1, 1 Sept. 1954. CC59 (54) 1, 8 Sept. 1954. CAB129/70, C (54) 271, 18 Aug. 1954, note by Churchill., C (54) 276, 26 Aug. 1954, memo by Eden, 'Alternative to the EDC'. PREM11/618, record of talk between Eisenhower, Dulles, Churchill and Eden at the White House, 27 June 1954., *ibid.*, Churchill to Dulles, 14 & 19 Aug. 1954., note by Churchill to Eden and Alexander, 20 Aug. 1954., Kirkpatrick to Churchill, 20 Aug. 1954, Alexander to Churchill, 23 Aug. 1954., FO to Washington, 23 Aug. 1954. DEFE4/72, COS (54) 91st meeting, 23 Aug. 1954. Eden, *op. cit.*, pp. 149-150. Young, 'German Rearmament', p. 94. Dockrill, *Britain's Policy*, p. 142. Dockrill, 'Britain and the Settlement', p. 155. Mager, *op. cit.*, p. 129.
- (3) CAB129/70, C (54) 298, 27 Sept. 1954, memo. by Eden, 'the London Conference'. FO371/10934/17, Jebb (Paris) to Kirkpatrick, 11 Sept. 1954. Eden, *op. cit.*, p. 165. Mager, *op. cit.*, p. 132.
- (4) CAB128/27, CC59 (54) 1, 8 Sept. 1954., CC60 (54) 1, 17 Sept. 1954. *Foreign Relations of the United States, 1952-1954*, vol. V., (1983, Washington DC.) (hereafter cited as *FRUS*), pp. 1211-1223. Eden, *op. cit.*, pp. 150-164. Young, 'German Rearmament', pp. 95-98. Dockrill, *Britain's Policy*, pp. 142-143.

- Dockrill, *'Britain and the Settlement'*, pp. 156-157. Mager, op. cit., p. 133. (5) CAB128/27, CC62 (54) 1, 1 Oct. 1954. DEFE4/72, COS (54) 100th meeting, 22 Sept. 1954., COS (54) 102nd meeting, 27 Sept. 1954. *FRUS*, pp. 1227-1228, 1292- 1293. Eden, op. cit., pp. 167-169. Young, *'German Rearmament'*, pp. 98-99. Dockrill, *Britain's Policy*, pp. 143-145. Dockrill, *'Britain and the Settlement'*, pp. 157-160. Mager, op. cit., pp. 134-135.
- (6) DEFE4/69, COS (54) 27th meeting, 11 Mar. 1954., COS (54) 33rd meeting, 25 Mar. 1954. DEFE4/72, COS (54) 90th meeting, 16 Aug. 1954., COS (54) 91st meeting, 23 Aug. 1954. CAB128/27, CC57 (54) 3, 27 Aug. 1954. Eden, op. cit., p. 151. Young, *'German Rearmament'*, pp. 95-96. Dockrill, *Britain's Policy*, pp. 146-147. Dockrill, *'Britain and the Settlement'*, pp. 160-161. Mager, op. cit., pp. 129-130.
- (7) CAB128/27, CC59 (54) 1, 8 Sept. 1954. CAB129/70, C (54) 271, 18 Aug. 1954, note by Churchill, *'Anglo-Russian relations'*, C (54) 298, 27 Sept. 1954, memo. by Eden, *'The London Conference'*. CAB129/71, C (54) 302, 30 Sept. 1954, note by the Acting Secretary of the Cabinet, *'The London Conference'*. DEFE4/72, COS (54) 99th meeting, 15 Sept. 1954. Eden, op. cit., pp. 165-167. Young, *'German Rearmament'*, p. 102. Dockrill, *Britain's Policy*, pp. 145-146. Dockrill, *'Britain and the Settlement'*, p. 162. Mager, op. cit., pp. 131, 133-134.
- (8) *FRUS*, pp. 1292-1293, 1310. Eden, op. cit., pp. 165-166. Dockrill, *Britain's Policy*, p. 147.

結 章 チャーチル、イーデン、マクミランの考えの比較 およびアトリー政権とチャーチル政権の対応の比較

1

これまでに長々とみてきたところから、チャーチル政権の1951年から1955年までの間の西ヨーロッパ統合運動に対する対応について私が引

き出した結論めいたことというのは以下に述べるようなことごとである。

第一に、そのイギリス=ECSC 協力関係樹立の問題についての対応から私が見いだしたのはイーデンとマクミランという二人の重要な閣僚間にかかなりの意見の相違があったという事実である。もちろん、彼ら二人の間では共有されている考えというものも多く存在していたのもまた事実である。どちらもイギリスが連邦主義的、超国家主権的な西ヨーロッパの統合運動にその完全なメンバーとして加盟すべきであるなどとは全く考えていなかったし、また一方でどちらも西ヨーロッパにおける統合運動そのものが完全に否定されるべきものであるとも考えていなかった。しかし、イギリスと西ヨーロッパの関係のあり方についての二人の考えの間には一つの根本的な違いがあった。イーデンが、大陸で西ヨーロッパ6ヶ国が、イギリスの参加なしで、そしてもちろんイギリスからの批判や干渉もなしで、連邦主義的な経済・軍事・政治的統合を進展させることを歓迎したのに対して、マクミランの方は大陸諸国に対して積極的に介入あるいは干渉し、イギリス側から、イギリスも加わった——あるいはより正確にいうとイギリスのリーダーシップの下での——非連邦主義的な西ヨーロッパの統合のための代案を出せば、それにより大陸諸国を説得することができるし、またぜひそうしなくてはならないと考えていたのである。

このイーデンとマクミランの間の西ヨーロッパの統合のあり方についての意見の相違は彼らそれぞれが持っていた、どのようにすればイギリスの世界的大国としての影響力が最も増大されるであろうかという問題への互いに異なる答えがもたらしたものであった、というのが私の考えである。イーデンはこのイギリスの世界的影響力増大のために必要なイギリス自身の直接の勢力基盤としては帝国およびコモンウェルスのみで充分であると考えていたのに対して、マクミランはそれでは不十分で

あると考えていたのである。

マクミランにとっては、世界的大国としてのイギリスの地位を今後も確保してゆくには西ヨーロッパ諸国をしてイギリスの望むような形でイギリスとその帝国・コモンウェルスに協力させ、それによってイギリスの影響力増大につながるような方向で行動させることが必要だったのである。彼の考えていたイギリスがとるべき世界戦略の中ではヨーロッパは帝国とコモンウェルスとともにイギリスの再興のための踏み台とならなくてはならなかったのである。ここまでのところでは、このマクミランの世界戦略は、1945年から1949年までのイギリス外務省が考えていた対西ヨーロッパ政策と酷似する考え方であるといえるだろう。ただ外務省の方が西ヨーロッパ諸国の側から具体的な統合のためのプランがでてくるよりも前の1949年秋までにこの政策を放棄していたのに対し、マクミランの場合、すでにシューマン・プランおよびプレヴァン・プランという二つのフランス製の具体的な超国家主権的、連邦的統合計画が外交の舞台に登場し、相当程度真剣な議論が始まったあとで、こういう考え方を唱えはじめたのであって、それにはそのような具体的西ヨーロッパ統合計画がもしも成功してしまった時の（それも特に、ドイツによってその統合された西ヨーロッパが支配された時の）イギリスと西ヨーロッパの力関係の逆転への恐怖がその大きな動機として存在したのである。彼にはそのような統合体が持つであろう経済的・軍事的・政治的影響力は帝国とコモンウェルスにしか基盤をおかないイギリスのそれを上回るものになるであろうと予想されたのであり、そのようなイギリスの（米ソとはだいぶかけ離れていたにせよ、なお世界第3の勢力であると誇ることが、当時はできた）地位に対する脅威の芽は、できるだけ早くに踏みつぶされなくてはならなかったのである。

他方イーデンであるが、彼の場合は彼の（そして外務省の）考えていたイギリスの世界的影響力確保のための外交戦略の中では最大級の重要

性を与えられていた大西洋同盟という大きな枠組みの中で、西ヨーロッパが経済的に繁栄し、政治的に安定し、そして軍事的にも強力な一本の柱としての役割を果たしてくれることに役立つのなら、そのための手段として彼らが超国家主権的統合に向けて進むことには、何のけちもつける必要は感じなかったのである。

究極的にはイーデンもマクミランもその目指すところに何ら違いはなかった。彼らにとっての最終的目標はただ一つ、イギリスの世界的大国としての地位を確保しつつ、さらにはその米ソ並みのレヴェルへの上昇をもはかることに尽きていたのである。ただ違ったのはそのためには具体的にはどのような外交戦略が採用されるべきかという点での考え方であった。こういう風に私なりに解釈するなら、私としては彼ら二人のうちどちらがより親ヨーロッパ的であったのかというような判断はできなくなってしまう。表にあらわれた行動のみを見るならばマクミランの行動の方がその野党時代の欧州審議会への積極的にかわりやイーデン・ブランをめぐる議論等からも、より西ヨーロッパという地域への「関心」を強く示すものであったように見えるのだが、彼のそのようなヨーロッパへの強い「関心」の背後には統合された強力な西ヨーロッパ出現への危惧の念が動機としてあったのであり、彼の目的はあくまでも西ヨーロッパをイギリスのリーダーシップの下に従属させることであった。イーデンのアプローチはその反対であり、西ヨーロッパをイギリスに従属させようなどという野心は全くなく、彼の対応は常に西ヨーロッパ側の独自のイニシアチヴに対してできる限りの協力を試みるだけであり、そういう意味では、彼は西ヨーロッパに対してマクミランほどの積極的な「関心」も持たなかったと同時に、西ヨーロッパに対する警戒心ないしは敵意というようなものもなかったのである。

この物語があつかった時期よりも後に起った出来事——ECSC 6ヶ国によるEECとEURATOMの形成の成功と、それらへの(マクミランに

よってなされた) イギリスの加盟申請に対するド・ゴールによる拒否——を考慮するならば、イーデンおよび外務省のとした「協力すれども加盟せず」という対西ヨーロッパ統合戦略はイギリスにとっては(その初期ルールの制定に関与できなかったことから、EC加盟を果たしてすでに20年を経た今に至っても、イギリスにとってはなお不利益をもたらしているともいえる)、致命的な外交上の失敗であり、もしもマクミランの戦略が早期に採用されていたならばイギリスは衰えつつある世界帝国から西ヨーロッパに基盤をもつ世界の大国へとその地位を成功裡に転換することができたのではないかと、などというような議論も可能になるように見えるかもしれない。しかし、そのような議論は後知恵の悪用の最たるものであって、私としては、当然、反論を試みなければなるまい。

まずその様な議論は、イーデンおよび外務省の人間たちは、彼らがその中で思考し行動せざるをえなかった物理的・心理的枠組みの存在によって縛られていたという事情を無視したものであると私はいいたい。確かにイギリスのとしたECSCに対する協力的ではあるが、決してコミットすることのない態度はECSC参加6ヶ国の間でのイギリスの評判を高めることはしなかつただろうし、そのようなイギリスへのある種の幻滅のようなものが、6ヶ国をして、イギリスが決して同意はしないであろうことが彼らにも充分に予想がつくようなより「過激な」経済統合へと突き進ませる一因となったことは間違いないであろうと私も思う。

しかし私が忘れたくないのは、世界規模ではともかく、当時の西ヨーロッパにおいてイギリスは疑問の余地なく他に並ぶもののない経済的・政治的・軍事的な大国であったという事実であり、イギリスにとっては大陸での連邦主義的統合の運動に加わることは物理的にも心理的にも大きな犠牲を伴わなくてはできないことだったということである。イギリスのスターリング地域との貿易・金融上の関係はイギリスと西ヨーロッパ

との間のそれに比べると依然としてはるかに巨大なものであり、西ヨーロッパの一部となることによって簡単に犠牲にされてよいものであるとはとても考えられなかったし、イーデンや外務省が、ヨーロッパの超国家的機関に主権の一部といえども手渡してしまえば傷つけることになるのではないかと怖れていたイギリスの「世界帝国」としての「威信」というものは決してそれを裏付ける内容物を欠いた張り子の虎などではなかったのである。イギリスの軍事的コミットメントは依然として地球規模に散らばっているものであり、中東は依然としてほとんどすべてイギリスの勢力圏であると見なされていたし、東南アジアでの共産主義の蔓延の怖れは、イーデンがイギリスの経済力から見て可能であると考えていたよりも多くの極東への軍事的コミットメントを必要なものとしていたのである。1952年6月18日付けで外務省から閣議に提出された「イギリスの海外における責務」(“British Overseas Obligations”)と題する覚書ははっきりと、このような認識を示しているので、ここにまた長くなるがその大半を訳出、引用させてもらうことにする(かっこ内は私による補足):

この覚書の目的は我々の持つ責任(responsibilities)を我々が利用可能なリソースとより一致したものとするためには、もしそれを削減することが可能であるとして、いったいどこでそれが可能なのかを検討することである。

連合王国の外交政策の基本的要素は以下のとおりである:

(a)我が国は数百年間にわたり大国としてありつづけたことから受け継いだ遺産として世界的規模の責任を有している、(b)我が国は自給自足できる経済的単位ではない、(c)世界全体という規模での安全保障システムは存在しておらず、我が国も他の非共産主義諸国とともに外部か

らの脅威にさらされている。

健全なる外交政策の根本というものは一国の国力がその責務と等しくなるべく努めることである。……（中略）現在我が国が国の内外において受け入れている政策を断固として実行しつづけることは我が国のリソースでは対応しきれないほどの我国経済への重荷となってきたことが今や明らかになりつつある。もはやそれはこれ以上の予期せざる追加の責務が生じた時にはそれに対処する余裕のないところまで到達している。我が国はその世界的地位を深刻に傷つけそしてその地位から生じる死活的な利益を犠牲にすることなくして、どこまでその対外的責務が縮小されうるか、他国と分担しうるか、あるいは他国に委ねられうるかを決断しなければならない。しかし主要なコミットメントの完全なる放棄は不可能である、なぜなら(1)（事前に）友好的な勢力に対してのコミットメントの移転の取極めがなされない限りは、我が国の撤退によって産みだされた真空地帯をすぐにロシア人たちが占拠してしまうであろうし、(2)それは我が国の国際的地位に悪影響を与え、我が国の同盟国としての価値を下げ、コモンウェルスの結末は失われ、合衆国およびヨーロッパその他の同盟国との特別な関係に打撃を与えるであろうし、(3)それはまた我が国の経済的・通商の利益にも打撃を与えるであろうし、(4)威信の喪失から生じる一般的な影響というものもあるからである。

現在存在する我が国の責務とは次のものである：

(a)我が国の地理的な位置から生じる責務、(b)我が国の帝国としての伝統から生じる責務、(c)我が国の国際的地位から生じる責務。(a)は以下のことを意味する：(i)連合王国と西ヨーロッパの防衛、海上および空のコミュニケーションの維持、(ii) NATO のメンバーシップ、(iii)大陸に

における戦力の保持。(b)は以下のことを意味する：(i)我が国の保有する植民地の安全保障とその経済的・社会的発展, (ii)その他のコモンウェルス諸国への一般的支援, (iii)エジプトにおける我が国の地位の防衛と中東地域一般における安全保障の責任, (iv)マラヤでの秩序の回復, (v)ジブラルタル, マルタ, ベルシャ湾, シンガポール, 香港, フォークランド, カリブ海諸島での兵力の駐留と軍事基地の保有。(c)は以下のことを意味する：(i)たとえば朝鮮半島でおこなったような他国への侵略に対抗する国際的行動への参加, (ii)たとえば韓国, ユーゴに対しておこなっているような他国への経済的援助, (iii)国連, GATT, OEEC, EPU (the European Payment Union) 等への加盟およびその他の対外的責務, たとえばイラク, ヨルダンそしてアラブの難民(救済)といったものから生じる財政上の責務, またスターリング地域と我が国のスターリング地域の中央準備国としての地位。

(a)-(i)：第一の優先順位であり, その削減はイギリス経済が過剰負担に耐えきれなくなり, それがこの責務以上の脅威となった時にのみ正当化される。(a)-(ii)：合衆国のこの分野での責任の増大が望まれる。(a)-(iii)：ドイツからの撤退はヨーロッパ諸国の自衛の意思を弱め, フランスのインドシナからの撤退も誘うだろう。この分野での財政的負担は今後も増していこう。(b)-(i)：植民地現地人による兵力の増大とアメリカの植民地への投資の増大が求められてしかるべきである。(b)-(ii)：我が国はコモンウェルス諸国が再軍備への分担を増大するように説得に努めるべきである。(b)-(iii)：戦時においては中東は(イギリス本土周辺について) 第二の優先順位を与えられなくてはならない。平時にもその石油は不可欠なものとなる。しかし, 我が国としてはこの地域とスエズ運河地帯を国際的な責任の下に置くべきである。早急に同盟による中東防衛機構が設立されるべきである。我が国は合衆国が中東での軍事的コミットメントに入るよう説得し, エジプトとの間で早

期に合意に到達しなくてはならない。(b)-(iv)：東南アジアは非常に重要である。世界規模の戦争時以外はこの地における（イギリスの）弱体化の兆しを見せてはならない。NATOのようなシステムを樹立して合衆国、オーストラリア、ニュージーランドの責任分担の増大がはかられるべきである。(b)-(v)：中東においてと同様に他国との責任の分担が必要である。(c)-(i)：朝鮮半島でのイギリス兵力の削減は極東での合衆国に対する影響力の喪失につながるそのような行動はとられるべきではない。(c)-(ii)(iii)：ここでの財政負担の削減は可能だが、それは同時にイギリスに対する悪感情をもたらすという代価を支払わなくてはできない。……（中略）

結論：（前略）……我が国の経済的問題に対する即効的な緩和効果をもつような海外でのコミットメントの削減というものはほとんどない。いくらかのコストの削減はなされたとしてもそれはその結果生じる影響力と威信の低下によって無意味にされてしまうことであろう。最大の効果が得られるのは合衆国およびコモンウェルス諸国を説得して、中東と東南アジアでの責任分担を増大させることであろうが、その際にもそれら地域での（イギリスの持つ）政治的支配力とそれに伴う威信はできるだけ多く保持されなくてはならない。また、合衆国は西ヨーロッパにおいてもより責任分担を増やすべきであり、ドイツの再軍備によってもイギリスの責任は将来軽減されることだろう。しかし合衆国側は衰退しつつある大英帝国を支えていると見なされることを嫌がっている。我が国としては自らに可能な最大限の努力をおこなっているということを誇示しなければならない。合衆国への責任の委譲の過程はできるだけ漸進的なものとならなくてはならない⁽¹⁾。

このように、イーデンと外務省の考えでは結局のところ、それがイギ

リスにとって過大な負担であることは充分理解されながらも、他国との責任分担あるいは責任委譲の取極めが事前に合意されない限りはイギリスの側から自発的には大きなコミットメントの放棄をするわけにはいかなかったのである。彼らの論理ではコミットメント削減による短期的な経済的利益よりも大国としての威信と影響力という長期的な政治的利益の維持の方がはるかに重要であり、他の同盟国による肩代わりを求めるならむしろそのためにも、まずイギリス自身が最大限の負担を負わなくてはならないのであった。このような考え方とそれに基づく行動というのは、それを外から、あるいは後世から見れば、単に面子を保つためのやせ我慢にしか見えないかもしれないが、それ以外の行動はやはり1950年代も半ばまでという時期ではまだ、彼らには不可能であったというしかないのだろう（なぜなら彼らは実際にそういう行動しかとらなかったのだから）。

このような、イギリスはいまだに“a great imperial power”と呼ばれるにふさわしい責任と威信を持つ国であるとの自己認識は、別にイーデンと外務省の人間だけが持っていたわけではない。それは、イギリス政府で政策決定に携わる人間のほとんどにとっては（イギリスの“greatness”をどの程度と考えるかという点での違いは多少はあったろうが）、常識に等しいものだったのであり、1956年のスエズ危機がイギリスの米ソ2超大国と比べての相対的な衰退を世界中に強く印象づけるまでは彼らの心の中で生きつづけその思考と行動を規制したのである。実際、スエズのような屈辱的な敗北がイギリスの現実に置かれていた衰退状態をさらけだすまでは保守党であれ、労働党であれいかなるイギリス政府も自発的にその大国としての地位をその「主観的認識」のレベルでまで放棄することはできなかったといってもいいすぎではないだろう。

再び、後知恵に基づくマクミランの戦略の擁護に対する批判へもどるが、彼の構想には現実的な適用可能性はなかったと私がいきれる根拠

は、1952年当時、西ヨーロッパ諸国の側には、マクミランの考えていたようなイギリスを盟主とおおぐ非連邦主義的な政府間協力機構（彼自身の言葉でいうところの“confederation”）を創りあげ、彼らがその中でイギリスの大国たる地位を守るための藩屏たらしとする用意があったという証拠は私の知る限りどこにもないからである。事実は全く逆で西ヨーロッパの超国家主権的統合主義者たちは——中でも顕著な例がシューマン・プラン提案の時のモネの対応であるが——彼らの進める統合のためのプランの中にイギリスが参加するとしたら、それは彼ら自身の提示する条件、すなわち超国家的機構に対して加盟国の主権は一部割譲されるという原則を受諾した上でなければならぬと決意していたのである。そのような彼らがマクミランの考えていたような構想がたとえ提示されていたとして、それに乗ってくるには私にはとても思えない。イーデン・プランのような無害に思える、そして間違いなく「善意」で提案された構想に対しても、それはECSCへの妨害工作ではないかとの強い懐疑心を示したモネのような人間たちが、マクミランの構想が現実提案されたとして、それを敵意なしで受け止めるということは私には想像しがたいのである。それはもちろん、どうせ「もしも」の話なのだから、イギリスが賢明に努力すれば、そして幸運に恵まれれば、何らかのよりゆるやかな形式の統合体を西ヨーロッパ諸国とともに創りあげ、その盟主におさまることも有り得たといっているのかもしれない。しかし、やはりマクミランの考えとモネの考えとの間のひろいギャップの存在（こっちは事実である）を考えるなら、それは無理だったのではないかということで大体の人は納得できるのではないだろうか。

2

イギリスとEDCとの協力関係樹立の問題とイギリスのWEU形成への関与の過程をみてきたことによって今度は、チャーチルとイーデンと

の間での、西ヨーロッパ統合に対してイギリスがとるべき態度に関する考え方の違いがよくわかったというのが私の感想であるが、皆さんはどうだっただろうか。

まず第一にチャーチルの場合、この西ヨーロッパの統合という問題に対する関心自体が散発的なものであり、そのEDCがらみの政策決定への貢献も全体としては常にネガティブな形でしかなされなかったとってよいかと思う。これは主に、紙幅の都合上、この物語の中でまったく触れなかった、チャーチルはその二度目の首相在任中、常に東西首脳会談開催によるソ連との間での合意到達に執念を燃やしており、彼の精力の大半はそのための工作に費やされていたという事実によるところであるということは認めておかななくてはならないだろう。ヨーロッパの統合問題は彼個人のアジェンダでは第一の議題となることはなかったのである。もっといえば、彼にはそもそも西ヨーロッパという狭い地域の問題には根本的にたいした関心がなかったのであり、したがってこの問題への彼の関与は非建設的なものに終始したのだとさえいってよいかもしれない。チャーチルにとっては（この点ではイーデンも同じだったといえるが）帝国およびコモンウェルスとイギリス本国との間のつながりを維持・強化することこそがイギリスの外交政策にとって最も重要な側面であった（すでに引用した1951年11月末の彼の閣議への覚書を思いだしていただきたい）。アメリカとの間の「特別な関係」の構築（彼自身のいかたでは「英語圏の連帯」となるが）が第二の重要なことであり、イギリスとヨーロッパとの協力というのは彼の世界戦略の中では第三番目の順位しか与えられなかったのである。そして彼自身直接そうはいっていないが、その行動から判断するならその三番目も一番、二番との間にかなりの距離がある三番であったと私は見るが、これで別に間違っていないのではないだろうか。

イーデンの場合も、このイギリス＝アメリカ間の特別な関係が、帝国

とコモンウェルスというイギリス独自の影響力の基盤に次ぐ重要なイギリス外交の要素であるとの認識はかわらなかった。ただ彼の場合、同時にイギリス＝西ヨーロッパ間の友好関係もそれと同様に重要なイギリス外交政策上の要素であると見なしていたという点にチャーチルとの大きな違いがあった。北アメリカ、西ヨーロッパどちらもイーデンの思考の中では、イギリス（とその帝国・コモンウェルス）とならんでより大きな大西洋同盟の枠組みを形成する3つの軸の中の重要な2つの軸であり、イギリスはその両者の間にあってその接点あるいは仲介者という特別な役割を果たすというのが、彼と外務省の根本的戦略であったのだから、その扱いに差別が設けられてはならなかったのである。

これに対して、チャーチルが示したのは、英米関係、英欧関係の2つの間では、前者が圧倒的に重要であり、後者を良好に保つためにイギリスが無理をして過大な譲歩をする必要などなく、いざとなれば簡単に見捨ててもよいという考え方であったといつてよいだろう。なぜこのような考え方をチャーチルがするようになったのか、以下は私の推測でしかないが、まず第一に彼が第2次大戦中にイギリス首相としてアメリカ大統領ルーズヴェルトとの間に頻繁な書簡の往復をおこない（この文通自体チャーチルの側から、彼が首相となる以前、ヨーロッパでの開戦後にチェンバレン内閣が改組され、そこに海軍大臣として入閣した直後からはじめられたものである）英米同盟関係の樹立に心血を注ぎ、対日開戦によりアメリカとの完全な同盟関係に入ってから、それを良好なものに保つことに情熱を注いでいたという過去の経緯がある。これはアメリカのみが大戦を勝利に導いてくれる唯一の信頼に値する同盟国（ソ連ももちろんドイツに勝つためには不可欠な協力者だったが、いかんせん、チャーチルの中にスターリン個人はともかくとしてボルシェビズムへの信頼など求める方がこれは無理というものである）であるとの彼の認識の現れであるのは間違いないであろう。

このように、戦時中の彼の行動から判断する限り、チャーチルの中には、戦後も続けて英米関係を重要視する方向にむかう要素が十分に存在していたように見えるのとは対照的に、西ヨーロッパに関しては、彼の戦時中の経験はそれらの国々への信頼感をうんだり、その同盟国としての重要性を認識させるどころか、まさにその逆の方向へと彼の考えを誘導するようなものであったとってよいのではないか。フランスの不様な戦いぶりはもちろん、ドイツを除くその他の西ヨーロッパ諸国のどこにいざという時に信頼するにたる同盟国たり得るような戦いぶりを見せた国があったのだろうか？

もちろんドイツは強かった。しかし、ドイツはいうまでもなく敵国だったのであり、強力でかつ簡単には信頼できないということが、すでにヒトラーによって充分証明されていた国が、たとえ敗戦・分割によっていまや友好国になっていたといえども、チャーチルの中で、アメリカと同等に重要な同盟国と見なすに値する国となるのはやはり無理があったのではないか。だからこそ彼がEDC失敗の際に固執した代替案というのは英米独3国同盟というものであり、それは唯一の信頼できかつ強力な友好国との同盟に組み込むことによって、西ヨーロッパの中では唯一強力ではあるがしかし簡単には信頼できない国を監視する体制を創りあげるためのものだったのではないだろうか。そしてその他の西ヨーロッパ諸国、特にフランスは別にどうあろうともかまわないというのが彼の態度であったのはすでに見た通りである。

というわけで、チャーチルはマクミランとは異なり、ECSCのように西ヨーロッパ諸国の間での統合への計画が実現しようとしている時にはそれを妨害するような反対提案をおこなおうとはしなかったが（積極的な協力もまたしようとはしなかったが）、EDCのように雲行きが怪しい計画に対してその実現を助けるために、イギリスが大陸諸国に、なかでも特にフランスに対して「協力」という形でその要求に次々と譲歩を迫ら

れていた時には極めて非協力的であり、そのような態度を改めさせるためにはイーデンがEDCのメリットを指摘して常時説得に努めなければならなかったのではないか。そしてEDCがとうとう崩壊してしまった時に彼がまず怖れたのはアメリカ人の大陸からの撤退という事態であり、それを食い止めるための彼の代替案というのはフランスおよびその他の西ヨーロッパ諸国の立場などまったく無視した英米独3国同盟の形成とそれに伴うNATOの再編であり、フランスを西側陣営から失うこともやむを得ない、というかむしろその方がかえってすっきりしてよいとすら考えていたのではあるまいか、というのが私の推定である。

イーデンもある程度まではチャーチルと同様にフランスへの不信感ないし軽蔑感のようなものを抱いていたことも事実であるが、彼としてはアメリカのヨーロッパに対する政治的、軍事的コミットメントを維持することと、フランスを大西洋同盟の中にとどめることはほぼ同程度に重要なことだったようである。であるからこそEDCが座礁した時に彼はBTOを発展させてWEUを創設するという案を持ちだし、チャーチルの反対を抑えて、大陸への50年間の軍事的コミットメントをイギリス自ら供与することによって、危機を乗り越えようとしたのである。というわけでイーデンとチャーチルを比べるならば明らかに前者の方がより親ヨーロッパ的であったと私はここで断言してもよいと思う。

3

さてそれでは1950年以降のシューマン・プランとプレヴァン・プランという2つの西ヨーロッパ統合の試みに対するアトリー労働党政権とチャーチル保守党政権の対応を比較すると、そこからどのような結論めいたことが引きだせるというのだろうか？

簡単にいうと、この二つの政権のフランス製統合計画への対応にはほとんど差は見られなかったのであり、そしてそれはそうなるべくしてそ

うなったのだというのが私の結論である。まず ECSC のケースであるが、ここではチャーチル政権はマクミランという顕著なしかし圧倒的少数派の例外を除いては、基本的に前労働党政権の ECSC とのできるだけ緊密な協力関係の樹立という政策を、労働党政権がその政策を採用したのと同じ理由からそのまま引き継いだ。ECSC との協力関係の具体的なあり方としては結局はあまり実質の伴わない「協力関係審議会」を設立するにとどまったのであるが、それは国内の産業界及び労働組合からの強い反発があったためであったことはすでに見たとおりである。この石炭・鉄鋼業界からの強い反発の存在を考えると、かりにそれが別の労働党政権の下であったとしても、大して違いのない結論に至らざるを得なかったのではないかと私は考える。

EDC について見ても、まずそれへの参加の拒否という点で、労働党政権と保守党政権の決定は基本的には同じ理由でなされた同じ決定だった。EDC の非現実的な性格、ヨーロッパだけにのみ限定された対象、アメリカの不参加そしてイギリスの政策決定者たちのほとんど本能的ともいえるほどの強烈な超国家主権性への嫌悪と、イギリスは世界的大国であるとの認識といった要素のすべてが、どちらの政権をも、EDC へのイギリスの参加は不可能であるとの決断にためらうことなく向かわせたのである。EDC とのできるだけ緊密な協力関係の樹立という政策の採用についても、それは労働党政権の下ですでに採用されていた政策であり、保守党政権は、この場合首相チャーチルその人からの不満の声があったのだが、それでも結局は前政権と同じ論理で同じ政策を踏襲したのである。仮に労働党政権が 1951 年 10 月以降も政権の座にありつづけていたとしても、彼らもまた結局はイーデンがおこなったと同様に、フランスからのしつこい「協力」の要請にこたえざるを得なかったであろうし、EDC が失敗した後では、大西洋同盟の崩壊を防ぐために WEU を創り大陸への軍事的コミットメントを供与するという方向に進まざるをえな

かったであろう。アトリー政権もチャーチル政権も結局のところは、だいたい違いのない、先にふれたような心理的・物理的制約条件の下で意思決定をし、それを行動に移さなくてはならなかったのである。どちらの政権も世界最大の帝国であった過去(といってもわずか30年ちょっと前のごく近い過去であり、それゆえに生き生きとした思い出の残る過去でもある)のイギリスのイメージから逃れることはできなかつたし、どちらの政権下においても、イギリスは単独では米ソ2超大国に対抗する独立した第3の超大国となるだけのリソースは持っていなかったのである。

この心理的・物理的制約のもとでは労働党政権下のイギリスであれ、保守党政権下のイギリスであれ、イギリスの外交政策上の第一の目標はイギリスにとって利用可能なリソースを用いて、できるだけその二つの超大国からの独立と世界での独自の影響力の維持をはかるということにならざるを得なかつたのであり、イギリスの政策決定者たちにとって帝国とコモンウェルスのみをパートナーとした孤立のなかに引き籠ることはできなかつたのである。世界大国として生き残るためには何らかの外部からの支援が必要であることは明白だったのである。

連邦主義的な形で統合された西ヨーロッパはこの文脈の中ではイギリスにとってはその取り扱いに注意を要する極めてやっかいなしろものであった。一方ではイギリス諸島自らの安全保障のためにも大陸での軍事的衝突は起ってはならなかつたし、また西ヨーロッパ諸国が、武力によらずして貧困とプロパガンダのみによって共産主義者の手に落ちてしまうことも許容できることではなかつた。したがってイギリスとしては、西ヨーロッパ諸国が経済的に繁栄し、政治的に安定し、軍事的にもかなりの自衛力を持つことが絶対に必要であった。しかしイギリスには、単独でそのように西ヨーロッパの再生を助け、その防衛を引き受けるだけの能力も意思もなかつた。そういう状況で西ヨーロッパへの経済的・軍

事的援助を引き受けてくれる存在としては、アメリカ以外には考えられなかった。アメリカ政府としては、トルーマン政権もアイゼンハワー政権も、充分そのような援助を引き受ける意思はあったのだが、それをアメリカ国民に対して正当化し、議会の了承を得るためには、フランスとドイツが和解した、そしてできるだけアメリカに近いような形で連邦主義的に統合された西ヨーロッパが必要であった。

それゆえイギリスとしては、(マクミランがそう考えたように)その長期的な影響はイギリスの経済的・政治的利益にとってはマイナスであろうと予想していたとしても、大陸諸国が連邦主義的な方向で統合しようとする試みに、干渉することはできなかったのである。この大陸諸国による統合への動きはしかしまた、もう一つの問題をイギリスになげかけた。急速に復興しつつあり、将来の大陸の経済的中心となることが確実視されていた西ドイツの経済力に対抗するだけの力を持たないフランスその他の大陸諸国は、イギリスがただの傍観者とどまらず、そのような西ドイツに対抗する重石となるべく、彼らの統合への動きに、もう少し踏みこんだ形で協力してくれることを望んだのである。イギリスとしてはこのような要請を、(チャーチルがそう望んだように)ただ拒否するわけにはいかなかった。なぜなら先程いったようにイギリス自身がヨーロッパ諸国と同様に繁栄して安定したヨーロッパの誕生を必要としていたのであり、その実現のためにはアメリカの援助が期待できる連邦主義的な統合という方式しかないこともわかっていたからである。

しかし、これもまたすでに述べたように、イギリス外交の究極的目標が、その世界的大国としての地位の維持にあるのなら、イギリス自身がヨーロッパ統合運動に深入りして、単なる統合された西ヨーロッパの一部となってしまうことは不可能であった。このような西ヨーロッパの連邦主義的統合運動を支援しながらも、その中に巻き込まれてしまうことは避けなくてはならないという要請を満たしてくれるうまい方法が、幾

らもあるわけはなかった。結局の所は、それが労働党であれ保守党であれ、どのようなイギリス政権であったとしても、採用しうる選択肢は、一言でいってしまえば「西ヨーロッパの統合運動に直接参加はしないが、できる限り緊密な協力関係を樹立するという政策」となることがほとんど不可避だったのである。そしてそれこそがアトリー政権の採用した対応であったし、その後を継いだチャーチル政権の下でも、チャーチルとマクミランからの反論を抑えて、イーデンの努力によって採用された政策であった。

このように見てくるとマクミランの提言も、チャーチルの提案もどちらも採用可能な選択肢ではなかったことは明白であるというのが私の結論であるが、いかがだろう。イギリスが、大西洋の兩岸に同盟諸国を有し、その両方と緊密な関係を持ちながらも、なお独立した世界的大国としてのイメージを保ちつづけようとする以上は、イギリスの長期的な利害により適合させるために、西ヨーロッパ諸国の超国家主権の統合運動に介入し、内部からそれを変質させるというマクミランの考えも、西ヨーロッパ諸国の同盟国としての価値を無視して英米間の「特別な関係」にのみ過剰に依存するというチャーチルの考えも、どちらも賢明な構想であったとはとても考えられないのである。イギリスがその国力の衰退という現実を隠蔽し、自らと世界の両方を欺きつづけようとするならば、そのためには、アメリカと西ヨーロッパのどちらの要求をも平等に満足させてやり、そのどちらにも、イギリスは頼れる友人であると思わせつけなければならなかったのである。そしてそのために唯一可能な政策は、「西ヨーロッパの統合運動に直接参加はしないが、できる限り緊密な協力関係を樹立する」という政策だったのである。

注

- (1) CAB129/53, C (52) 202, 18 June 1952, memo. by Eden, 'British Overseas Obligations'.